

<h1>交渉情報</h1>	<h1>NO.32</h1>	日本郵便信越支社 要員集配部
JP労組 信越地方本部	2021年9月16日	添付資料:2枚

雇用促進手当支給対象期間の延長および終了について (2021年10月1日以降)

日本郵便(株)信越支社 要員集配部は、本日(9月16日)「2021年10月1日以降の雇用促進手当の支給対象期間の延長および終了」について、地方本部に説明してきました。

表記概要は、要員不足の解消に対応するため、郵便事業に従事する時給制契約社員確保を目的として導入している雇用促進手当について、2021年10月1日以降の適用対象期間の延長と、要員不足の解消により適用対象期間を終了するというものです。

1. 延長適用期間

2021年10月1日(金)から2022年3月31日(木)までの半年間

2. 適用延長局等

支社資料参照

3. 募集活動実施状況

ハローワーク、郵便ホームページ(web掲載)、募集ポスター、社員からの紹介、募集はがき(全戸配布)等により積極的な活動を継続する。

4. 適用終了局

支社資料参照

5. 適用終了日

2021年9月30日(木)

地方本部は、基本賃金は10月改定の最低賃金となっているのか。また、要員不足になっていない局はなぜ、雇用促進手当を延長するのか求めました。支社は基本賃金には改定後の金額となっていないが、10月以降反映させるとしていること、要員不足になっていない局の延長については、雇用促進手当の引上げを延長するのは、離職防止のためとしています。

なお、雇用促進手当は要員不足解消する一つ的手段であって、業務のあり方等も見直す必要があるのではないかと求め、支社も同様の認識を示しました。

【労使対応】 単局窓口・部会労使委員会（窓口）